

裏面白紙

政令第

号

日本政府在外事務所増置令の一部を改正する政令（案）
内閣は、日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）第二條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

日本政府在外事務所増置令（昭和二十五年政令第三〇三号）の一部を次のように改正する。

在モンテヴィデオ日本政府在外事務所	ウルグアイ国モンテヴィデオ市
在モンテヴィデオ日本政府在外事務所	ウルグアイ国モンテヴィデオ市
在ヘーグ日本政府在外事務所	オランダ国ヘーグ市

に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

貿易の振興及び在留邦人に関する事務の処理のために日本政府
在外事務所を各国に設置することは極めて必要であるので連合国
軍最高司令官総司令部を通じて関係国に設置方を交渉したところ、
オランダ国の承諾を得たので、日本政府在外事務所をオランダ国
ヘーグ市に至急設置する必要があるからである。

政令第三〇三号

内閣は、日本政府在外事務所増置令（昭和二十五年十月五日公布）の第二條第二項の規定に基き、この政令を制定する。左の表に掲げる日本政府在外事務所を増置する。

名 称	位 置
在ストックホルム日本政府在外事務所	スウェーデン国ストックホルム市
在パリ日本政府在外事務所	フランス国パリ市
在リオデジャネイロ日本政府在外事務所	ブラジル国リオデジャネイロ市
在サンパウロ日本政府在外事務所	ブラジル国サンパウロ市
在カラチ日本政府在外事務所	パキスタン国カラチ市
在ニューデリー日本政府在外事務所	インド国ニューデリー市
在カルカタ日本政府在外事務所	インド国カルカタ市
在ボンベイ日本政府在外事務所	インド国ボンベイ市
在ブラッセル日本政府在外事務所	ベルギー国ブラッセル市
在モンテヴィデオ日本政府在外事務所	ウルグアイ国モンテヴィデオ市

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙